

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 16) (法人住民税、事業税:義)(自動連動)(地方税 12)
		上記以外の対象税目	(所得税:外、関税:外、個人住民税:外、事業所税:外)
3	要望区分の別		[新規・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> ][単独・ <u>主管</u> ・共管]
4	内容		<p>(現行制度の概要)</p> <p>1. 国税((1)~(3))は選択制)</p> <p>(1) 所得控除(法人税)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(特別事業認定法人で、法人設立後 10 年間)</p> <p>(2) 投資税額控除(法人税)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械及び装置の合計額が 100 万円を超えるもの 15%</li> <li>・ 建物及び建物附属設備の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8%</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">イ 法人税額の 20% 限度(繰越税額控除 4 年)、取得価額の上限 20 億円</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(3) 特別償却(法人税、所得税)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、普通償却限度額に加えて、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を償却</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100 万円を超える機械及び装置 50%</li> <li>・ 1,000 万円を超える建物等 25%</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">イ 取得価額の上限額 20 億円</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(4) 貿易手続きの簡素化(関税)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 関税の課税物件の確定に関する特例措置保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを選択</p>

## 2. 地方税

### (1) 法人住民税、個人住民税、事業税

ア 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動)

### (2) 事業所税

ア 那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。

#### (要望の内容)

沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること(次期通常国会に法律案提出予定)を前提に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和4年3月31日)を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。

#### 1 拡充・延長要望

- (1) 対象資産にソフトウェアを追加する。
- (2) 課税の特例の対象となる国際物流拠点産業集積地域の範囲をうるま市の全域及び沖縄市の全域(現行はうるま・沖縄地区(中城湾港新港地区)のみ対象)とする。
- (3) 適用期間を2年間延長する。

#### 2 見直し事項

- (1) 新たに沖縄県知事が定める国際物流拠点産業集積促進計画(仮称)を定め、主務大臣の認定を必要とする。
- (2) 本特例措置を受けるために必要な沖縄県知事の認定及び特別事業認定に係る要件に「従業員給与水準の向上に資すること」を追加する。
- (3) 本特例措置を受けた事業者(認定事業者)から沖縄県に対する事業報告及び沖縄県から国に対する事業報告を義務付ける。

#### (関係条項)

- ・ 沖縄振興特別措置法 第48条、第49条
- ・ 沖縄振興特別措置法施行令 第21条
- ・ 租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63
- ・ 租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90
- ・ 租税特別措置法施行規則 第21条の17の2、第22条の60の2
- ・ 地方税法 第6条、附則第33条
- ・ 地方税法施行令 附則第16条の2の8

5	担当部局	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和3年8月 分析対象期間：平成28年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 平成14年度 ・5年間延長 平成19年度 ・5年間延長 平成24年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 平成26年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） 平成29年度 ・2年間延長 令和元年度 ・2年間延長 令和3年度 ・1年間延長
8	適用又は延長期間	2年間（令和5年度）
9	必要性等	政策目的及びその根拠
		<p>（租税特別措置等により実現しようとする政策目的） 急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>〔政策目的の根拠〕 経済財政運営と改革の基本方針2021について（令和3年6月18日閣議決定） これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。</p> <p>新たな沖縄振興策の検討の基本方向について （令和3年8月・内閣府）</p> <p>1 新たな沖縄振興策の必要性 現行の沖縄振興特別措置法では、沖縄の特殊事情に鑑み、県・市町村など地元の取組を支援する一括交付金や高率補助、特区・地域制度など様々な特別措置が設けられ、これらとあわせ国として必要に応じ個別の補助事業等を実施することにより沖縄振興策は推進されてきた。</p> <p>これらの振興策により、現行の振興計画期間中、県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示したほか、社会資本の整備等の面で本土との格差が縮小するなど、一定の成果が見られた。</p> <p>しかしながら、一人当たり県民所得が全国最下位にとどまるほ</p>

か、子供の相対的貧困率が全国を大きく上回る水準にあるなど、法が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に向けて依然として様々な課題が存在しており、今一度、法的措置を講じ沖縄振興策を推進していく必要がある。(後略)

## 2 新たな沖縄振興の法的枠組み

法的措置の枠組みとしては、以下の諸課題に対応するため、国が新たな基本方針を策定し、これに基づき県が振興計画を策定するとともに、法的根拠の必要な特別措置など所要の規定を整備することとする。

## 5 産業の振興

産業の振興については、これまでの振興策により、入域観光客数や観光収入、各種産業の売上高などについて増加が見られたものの、生産性向上やおきなわブランドの確立等については必ずしも十分ではなく、また、コロナ禍に伴い、沖縄が外的な変化に脆弱であるなどの課題も顕在化している。

このため、観光業や農林水産業、製造業等を始めとする沖縄の特性を活かした県内産業間の連携強化、商品・サービス等の高付加価値化やブランド化、新技術の活用による産業の高度化の推進などが重要である。

また沖縄では、中小企業の割合が高く、競争力ある産業の育成や労働生産性の向上のほか、デジタル化やグリーン投資による生産性の向上、さらに、それらを支える産業人材の育成等を進めることが重要である。

このため、沖縄の自立的発展に資する競争力ある産業育成や労働生産性の向上のため、強くしなやかな産業振興策を実施する。

### (4) 製造業・物流産業等の振興

沖縄においては、製造業の構成比が小さいことが、労働生産性や一人当たり県民所得の低さの要因の一つとされており、域外でも稼げる企業の誘致や支援を通じて、沖縄の優位性を活かした製造業の育成や新事業・新産業の創出を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した高付加価値な製品開発や地域ブランドの強化などを進めることが重要である。

さらに近年では、那覇空港第2滑走路を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備、海外との物流ネットワークの形成等が進み、沖縄の域外への事業展開を可能とする環境が整ってきている。

このため、沖縄の産業の競争力強化の観点から、企業の域外競争力向上に向けた取組の強化などを支援する。(後略)

### (参考)

沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)

### (目的)

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。

(国際物流拠点産業集積地域の指定)

第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。

2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域

三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

3～8項（略）

(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)

第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2～5項（略）

(課税の特例)

第四十八条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 第四十四条第一項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）

		<p>沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(3) 国際物流拠点産業</p> <p>那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。</p> <p>こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のものづくり企業や、eコマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携（シー&amp;エア）の推進、関連するインフラの整備等を目指す。</p>
	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】9. 沖縄政策</p> <p>【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進</p>
	<p>達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標</p> <p>令和5年度までに次の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地する企業数を22社とする。</li> </ul> <p>年平均で21社立地し、そのうち、30%超の企業が本特例を活用するものと試算</p> <p>2. 参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域における立地企業数</li> <li>・国際物流拠点産業集積地域において本特例措置を活用する企業数</li> <li>・国際物流拠点集積地域における域外搬出額</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄県において国際物流拠点産業は、アジアに近い地理的優位性を最大限活用できることから、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けされている重要な分野である。国際物流拠点産業の集積を図ることは、集積地域内における企業活動の活性化につながる。また、企業活動が活性化する</p>

			<p>ことで、取扱貨物量の増加や、域外搬出量の増加が期待でき、更には域外搬出量の増加は域外競争力の強化にもつながることから本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を通じて貿易の振興及び沖縄の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>																																																			
10	有効性等	適用数	<p>1. 過去5年間の適用実績件数</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">国 税</td> <td>所得控除</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>11</td> <td>28</td> <td>42</td> <td>47</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16</td> <td>38</td> <td>52</td> <td>59</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地 方 税</td> <td>法人住民税</td> <td>16</td> <td>38</td> <td>52</td> <td>59</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>31</td> <td>48</td> <td>81</td> <td>89</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table> <p>国税について、平成28年度から令和1年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 令和2年度の国税については、沖縄県調査。 地方税の自動連動分(法人住民税、事業税)は、沖縄県調査。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み</p> <p>令和3年度は、所得控除3件、投資税額控除38件、特別償却8件を見込む。また、令和4年度及び令和5年度は、平年度で所得控除5件、投資税額控除43件、特別償却9件の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p>		項目	H28	H29	H30	R1	R2	国 税	所得控除	3	4	3	3	1	投資税額控除	11	28	42	47	13	特別償却	2	6	7	9	5	計	16	38	52	59	19	地 方 税	法人住民税	16	38	52	59	19	事業税	5	10	29	30	35	計	31	48	81	89	54
	項目	H28	H29	H30	R1	R2																																																
国 税	所得控除	3	4	3	3	1																																																
	投資税額控除	11	28	42	47	13																																																
	特別償却	2	6	7	9	5																																																
	計	16	38	52	59	19																																																
地 方 税	法人住民税	16	38	52	59	19																																																
	事業税	5	10	29	30	35																																																
	計	31	48	81	89	54																																																
		適用額	<p>1. 過去5年間の適用額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 税</td> <td>所得控除</td> <td>98</td> <td>216</td> <td>66</td> <td>182</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>64</td> <td>100</td> <td>121</td> <td>215</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>14</td> <td>186</td> <td>621</td> <td>880</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地 方 税</td> <td>法人住民税</td> <td>12</td> <td>25</td> <td>36</td> <td>59</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>10</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>86</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>国税について、平成28年度から令和1年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 令和2年度の国税については、沖縄県調査。 地方税の自動連動分(法人住民税、事業税)は、平成28年度から令和2年度は沖縄県調査。 算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用額見込み</p> <p>令和3年度は、所得控除149百万円、投資税額控除157百万円、特別償却475百万円の適用を見込む。また、令和4年度及び令和5年度は、平年度で所得控除224百万円、投資税額控除176百万円、</p>		項目	H28	H29	H30	R1	R2	国 税	所得控除	98	216	66	182	134	投資税額控除	64	100	121	215	84	特別償却	14	186	621	880	21	地 方 税	法人住民税	12	25	36	59	16	事業税	10	34	36	86	-												
	項目	H28	H29	H30	R1	R2																																																
国 税	所得控除	98	216	66	182	134																																																
	投資税額控除	64	100	121	215	84																																																
	特別償却	14	186	621	880	21																																																
地 方 税	法人住民税	12	25	36	59	16																																																
	事業税	10	34	36	86	-																																																

		特別償却 505 百万円の適用を見込む。(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)																																																				
	減収額	<p>1. 過去 5 年間の減収額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国税</td> <td>所得控除</td> <td>23</td> <td>51</td> <td>15</td> <td>42</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>64</td> <td>100</td> <td>121</td> <td>215</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>3</td> <td>44</td> <td>144</td> <td>204</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地方税</td> <td>法人住民税(投資税額控除分)</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>28</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>法人住民税(特別償却分)</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>19</td> <td>26</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>10</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>86</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>109</td> <td>248</td> <td>351</td> <td>601</td> <td>137</td> </tr> </tbody> </table> <p>国税の平成 28 年度～令和 1 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より算定。          国税の令和 2 年度は沖縄県調査から算定。          法人住民税について、平成 28 年度から令和 1 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。          令和 2 年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 7% 乗じて算定。          (特別償却分は、1 百万円に満たないため 1 百万円とする)          令和 2 年度の事業税は、所得控除と特別償却の適用額に税率 6.47% を乗じて算定。</p> <p>2. 今後の減収見込み</p> <p>令和 3 年度は、所得控除 35 百万円、投資税額控除 157 百万円、特別償却 110 百万円の適用を見込む。また、令和 4 年度及び令和 5 年度は、平年度で所得控除 52 百万円、投資税額控除 176 百万円、特別償却 117 百万円、法人住民税 24 百万円、事業税 47 百万円の減収を見込む。</p> <p>(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)          (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 7% を乗じた額。)          (事業税は、所得控除と特別償却の平年度の適用額に税率 6.47% を乗じた額。)</p>		項目	H28	H29	H30	R1	R2	国税	所得控除	23	51	15	42	31	投資税額控除	64	100	121	215	84	特別償却	3	44	144	204	5	地方税	法人住民税(投資税額控除分)	8	13	16	28	6	法人住民税(特別償却分)	1	6	19	26	1	事業税	10	34	36	86	10	合計		109	248	351	601	137
	項目	H28	H29	H30	R1	R2																																																
国税	所得控除	23	51	15	42	31																																																
	投資税額控除	64	100	121	215	84																																																
	特別償却	3	44	144	204	5																																																
地方税	法人住民税(投資税額控除分)	8	13	16	28	6																																																
	法人住民税(特別償却分)	1	6	19	26	1																																																
	事業税	10	34	36	86	10																																																
合計		109	248	351	601	137																																																
	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>令和 2 年度における立地企業数 238 社</p>																																																				

## 2. 達成目標の実現状況

国際物流拠点産業集積地域内における国際物流拠点産業の立地企業数は、令和元年度までは毎年のように増加しており、政策目的である地域内への企業集積が進んでいるといえる。

### (達成目標)

令和3年度までに次の目標を達成する。

- ・国際物流拠点産業の立地企業数を260社とする。

国際物流拠点集積地域における立地企業数 (単位:社)

H28	H29	H30	R1	R2
126	178	208	225	238

沖縄県調査

のうち新規立地企業数 (単位:社)

H28	H29	H30	R1	R2
11	55	34	19	21

沖縄県調査

### (達成目標に対する租税特別措置の直接的効果)

本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るといふ政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るといふ政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。

また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、平成28年度の126社から令和2年度までに112社増加し238社となっており、そのうち、毎年一定数の企業(年平均で約37社)が本特例措置を活用していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。なお、実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は19社となっており、同年度の指標及び見込みを下回っている。また、平成29年度から令和1年度の活用実績と比べも大きく落ち込んでいる。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって集積企業の投資活動も停滞したものと推察されるが、今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により、集積企業の投資活動も回復することが見込まれる。

### (測定指標)

令和3年度までに

- ・本制度を活用した企業数 30社

実績及び将来の見込み (単位：社)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数 (指標)	8	16	20	24	30	24
活用企業数 (実績)	16	38	52	59	19	-
活用企業数 (見込み)	-	-	-	-	90	38

測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

平成 28 年度から令和 1 年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」から試算。令和 2 年度については沖縄県調査による件数。

令和 2 年度の活用企業数(見込み)は前年度の試算値。令和 3 年度の活用企業数(見込み)の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

なお、令和 4 年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標等を「《租税特別措置等により達成しようとする目標》」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。

特例措置を活用する新規立地企業数の見込み (単位：社)

項目	R4	R5
新規立地企業数	19	19
のうち特例措置を活用する企業数	7	7

別紙「減収額・適用見込みの試算(達成目標)」参照。

R3 年分の特例措置を活用する企業数の見込みを含めた合計企業数は 22 社。

参考指標 1 (単位：社)

項目	R4	R5
立地企業数	281	300
のうち特例措置を活用する企業数	53	56

別紙「減収額・適用見込みの試算(達成目標)」参照。

参考指標 2 (単位：百万円)

項目	R4	R5
域外出荷額	32,936	36,301

別紙「減収額・適用見込みの試算(達成目標)」参照。

3. 制度が延長できない場合の影響

本制度は、国際物流拠点産業の集積を目的に創設された制度であり、集積を図るための重要なインセンティブとなっている。

県外企業へのアンケート(令和元年度企業誘致セミナー)によれば、「沖縄の投資環境で関心のある項目」として、回答者の 46.8%が税制と回答しており関心が高いことが伺える。

しかしながら、本制度が延長されない場合、集積を図るためのインセンティブの消失により、国際物流拠点への企業集積が進まないことが想定され、沖縄県において、アジア地域との地理的近接性を活かすことのできるリーディング産業と位置付けているにもかかわらず、国際物流拠点産業の集積に支障を来し、域内の関連産業の成長の遅れにもつながり、ひいては沖縄の民間主導による自立型経

			<p>済の構築に支障が出てくることが懸念される。</p> <p>4. 適用実績が僅少な理由</p> <p>(1) 所得控除  所得控除については、対象業種が5業種に限定されていること、また、対象事業者が事業認定、保税許可、特別事業認定を受けることが条件となるため、適用できる企業は極めて少ない。  しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいいため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。</p> <p>(2) 特別償却  特別償却の適用件数は、僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。  本特例措置の過去の適用状況は、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多い結果となっている。他方、特別償却も事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上翌年度以降長期間にわたり繰越することが可能である。企業の業績形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。</p>
		<p>税収減を是認する理由</p>	<p>国際物流拠点産業は、沖縄県において観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けされている重要な分野である。国際物流拠点産業の集積を図ることは、国際物流拠点産業集積地域内の企業活動を活性化させ、貨物量の取扱を増加させ、ひいては域外搬出量の増加に寄与することが期待される重要な施策であると言える。  本税制措置は、企業に対する集積地域への立地に対するインセンティブを与えるとともに、企業の早期、長期に及ぶ設備投資を促進する効果が期待でき、企業集積に寄与するものであるから、税収源を是認する効果があると言える。</p>
11	相当性	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。  また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、国際物流拠点産業の集積を図ることを目的として貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税</p>

			額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国際物流拠点産業集積地域は、東アジアの中心に位置する本県の地理的特性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した高付加価値型のものでづくり企業等国際物流拠点産業の集積を積極的に図るための制度である。</p> <p>一方、沖縄振興特別措置法において同じく位置付けられる「産業高度化・事業革新促進地域」は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものでづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、両制度は目的が異なるものである。</p> <p>また、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）は、物流量の増加施策や高コストな物流費の軽減策など、沖縄固有の特殊性に基因する今なお残る課題等に取り組むための制度であり、建物や設備等の取得促進により県内での新たな事業展開を後押し、国際物流拠点産業の集積（企業の誘致）を図る本税制とは役割が異なる。</p>
		地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは沖縄振興に寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月(R2 内閣 07)

現行区域における今後の適用額・減収額の見込み（国際物流拠点産業集積地域）

令和3年8月 沖縄県

1. 適用実績

(単位: 件、千円)

	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計	適用額計
	件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額		
H28年度	3	98,029	22,939	11	63,619	2	13,685	3,202	89,760	175,333
H29年度	4	215,827	50,504	28	100,415	6	186,844	43,721	194,640	503,086
H30年度	3	65,809	15,268	42	120,542	7	621,238	144,127	279,937	807,589
R1年度	3	182,033	42,232	47	214,592	9	879,509	204,046	460,870	1,276,134
R2年度	1	134,174	31,128	13	84,324	5	20,746	4,813	120,265	239,244
合計	14	695,872	162,070	141	583,492	29	1,722,022	399,910	1,145,472	3,001,386
1件あたり 適用額		49,705		4,138			59,380			

件数・適用額について、H26～R1年度は租税特別措置の適用実態調査（財務省）。令和2年度は沖縄県調査  
法人税率は、平成27年度は23.9%、平成28年度及び平成29年度は23.4%、平成30年度 令和2年度は23.2%として試算

2. 立地企業数

(単位: 件、%)

地域	項目	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	合計	平均
旧地域（那覇・うるま）	企業数	74	82	86	89	88	419	
	増加数	1	8	4	3	-1	15	
	増加率	1.4%	10.8%	4.9%	3.5%	-1.1%		3.9%
H26拡大地域（南部5市・旧うるま地区除くうるま）	企業数	52	96	122	136	150	556	
	増加数	11	44	26	14	14	109	
合計	企業数	126	178	208	225	238	975	
	増加数	12	52	30	17	13	124	

沖縄県調査による。  
H26拡大地域（南部5市）におけるR2の増加数はR1と同値と見込む

3. 立地企業数・税制活用件数

(単位: 件、%)

	企業数	所得控除		投資税額控除		特別償却	
		件数	活用割合	件数	活用割合	件数	活用割合
H28年度	126	3	2.4%	11	8.7%	2	1.6%
H29年度	178	4	2.2%	28	15.7%	6	3.4%
H30年度	208	3	1.4%	42	20.2%	7	3.4%
R1年度	225	3	1.3%	47	20.9%	9	4.0%
R2年度	238	1	0.4%	13	5.5%	5	2.1%
合計	975	14	1.4%	141	14.5%	29	3.0%

沖縄県調査による。

4. 今後（令和3年度以降）の見込み（試算）

(1) 旧地域（那覇・うるま）

(単位: 件、千円)

年度	推計企業数 件数	所得控除			投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込) (+ + +)	合計 (適用額見込) (+ + +)
		件数 ( *1.4%)	適用額 ( *49,705)	減収額 ( *税率)	件数 ( *14.5%)	適用額 ( *4,138)	件数 ( *3.0%)	適用額 ( *59,380)	減収額 ( *税率)		
R3年度	98	1	49,705	11,532	14	57,935	3	178,140	41,328	110,795	285,780
R4年度	103	1	49,705	11,532	15	62,074	3	178,140	41,328	114,934	289,919
R5年度	108	2	99,410	23,063	16	66,212	3	178,140	41,328	130,603	343,762
合計	-	4	198,820	46,127	45	186,221	9	534,420	123,984	356,332	919,461
R4～R5平年度	-	2	74,558	17,298	16	64,143	3	178,140	41,328	122,769	316,841

仮定 企業件数について、R3は前年度比+10、R4～R5は前年度比+5を見込む

(2) H26拡大地域（南部5市・旧うるま地区除くうるま）

(単位: 件、千円)

年度	推計企業数 件数	所得控除			投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込) (+ + +)	合計 (適用額見込) (+ + +)
		件数 ( *1.4%)	適用額 ( *49,705)	減収額 ( *税率)	件数 ( *14.5%)	適用額 ( *4,138)	件数 ( *3.0%)	適用額 ( *59,380)	減収額 ( *税率)		
R3年度	164	2	99,410	23,063	24	99,318	5	296,900	68,881	191,262	495,628
R4年度	178	3	149,115	34,595	26	107,594	5	296,900	68,881	211,070	553,609
R5年度	192	3	149,115	34,595	28	115,871	6	356,280	82,657	233,123	621,266
合計	-	8	397,640	92,253	78	322,783	16	950,080	220,419	635,455	1,670,503
R4～R5平年度	-	3	132,547	30,751	26	107,594	5	316,693	73,473	211,818	556,834

仮定 R1の増加数と同じ14社の増加を見込む

(3) 合計

(単位: 件、千円)

年度	推計企業数 件数	所得控除			投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込) (+ + +)	合計 (適用額見込) (+ + +)
		件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額		
R3年度	262	3	149,115	34,595	38	157,253	8	475,040	110,209	302,057	781,408
R4年度	281	4	198,820	46,127	41	169,668	8	475,040	110,209	326,004	843,528
R5年度	300	5	248,525	57,658	44	182,083	9	534,420	123,985	363,726	965,028
合計	-	12	596,460	138,380	123	509,004	25	1,484,500	344,403	991,787	2,589,964
R4～R5平年度（拡充含む）	-	5	223,673	51,893	43	175,876	9	504,730	117,097	344,865	863,321
合計のうち拡充分（R4～R5）	4	0	0	0	4	16,522	0	0	0	16,522	16,522
のうち拡充分（R4～R6）	2	0	0	0	2	8,276	0	0	0	8,276	8,276

《所得控除》

仮定 適用実績から、立地企業が「所得控除を活用する割合」は、1.4%とする。（所得控除件数14件÷立地企業件数975件=1.4%）  
仮定 適用実績から、「所得控除1件あたりの適用額」は、49,705千円とする。（所得控除額695,872千円÷所得控除件数14件=49,705千円）  
仮定 法人税率は、23.2%として試算。

《投資税額控除》

仮定 適用実績から、立地企業が「投資税額控除を活用する割合」は、14.5%とする。（投資税額控除件数141件÷立地企業件数975件=14.5%）  
仮定 適用実績から、「投資税額控除1件あたりの適用額」は、4,138千円とする。（投資税額控除額583,492千円÷投資税額控除件数141件=4,138千円）

《特別償却》

仮定 適用実績から、立地企業が「特別償却を活用する割合」は、3.0%とする。（特別償却件数29件÷立地企業件数975件=3.0%）  
仮定 適用実績から、「特別償却1件あたりの適用額」は、59,380千円とする。（特別償却額1,722,022千円÷特別償却件数29件=59,380千円）  
仮定 法人税率は、23.2%として試算。